

平成18年5月25日

各位

会社名 株式会社トプコン
代表社名 取締役社長 鈴木 浩二
(コード番号 7732 東証・大証第1部)
問合せ先 取締役 兼専務執行役員
総務・経理グループ統括
沖田 和夫
電 話 03(3558)2536

業務の適正を確保するための体制に関する取締役会の決議について

当社は、平成18年5月25日開催の取締役会において、会社法第362条第5項の定めに基づき、同条第4項第6号が求める体制の整備につき、下記の通り決議しましたので、お知らせ致します。

記

1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「取締役会規定」、「執行役員会規定」、「執行役員会附議基準および稟議事項」、「文書取扱規定」、「書類保存基準(規則)」等の社内規定に基づいて、取締役会及び執行役員会の議事録並びにそれらの資料、又、稟議書等の重要書類を適切に保存・管理する。

(当社は、執行役員制を採用しているため、ここにいう「職務の執行にかかる情報」には、取締役会のみならず、執行役員会に係る情報等が含まれる。)

2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理基本規定」を定め、リスク管理責任者(CRO:Chief Risk Management Officer)を設けて、当社及び子会社に生ずるあらゆるリスクに、その内容に応じ、適時適切に対応し得る体制を整えている。

通常の職制を通じたルートとは別に、リスクの発見者から、リスク情報を、直接に連絡出来る「内部通報制度」を導入し、これにより、リスク情報の早期発見に資し、発生事態への迅速・適切な対応に役立てると共に、子会社も含む全ての役員・従業員のリスク管理への認識向上に役立てている。尚、「内部通報制度」は、内部監査部門である「経営監査室」が所管している。

個人情報の保護については、「個人情報保護基本規定」、また秘密情報に関しては、「情報セキュリティ基本規定」を、それぞれ、その下部規程類を含めて整備し、子会社を含めて、その周知徹底を図っている。情報自体の保護とともに、これらに関連するリスクが発生した場合に、適時適切な対応を可能としている。

3) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

取締役会を、毎月1回(その他臨時に)開催し、経営の基本方針や、法令、定款に定めのある事項、その他経営に関する重要事項について、審議し、報告を受けて、監督機能の強化に努めている。

当社は、執行役員制度を採用し、これに日常の業務執行を委ねることによって、取締役・取締役会による監督機能と、執行役員による業務執行機能を分離することにより、経営環境の急速な変化に適時適正に対応出来る体制としている。

「取締役会規定」、「執行役員会規定」、「執行役員会附議基準および稟議事項」、「業務組織規定・業務分掌事項」等の、整備された規定類の上に、適正な手続に則って、それぞれの業務が執行される。

取締役・監査役・執行役員が出席する執行役員会を毎週開催し、事業環境の分析や、中期経営計画や予算等の審議、予算遂行状況報告等の情報の共有化、会社の重要意思決定事項の審議、コンプライアンス(法令遵守)活動の趣旨徹底等、多様な議論を行なって、経営判断の公正化・透明化に役立っている。この執行役員会の他にも、月次事業概況報告会、関係会社営業報告会等々の重要な社内会議も、情報の共有化を通じ、迅速・適正な業務執行と、その効率確保を支えている。

4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役から、定期的に業務執行状況の報告を受ける。

取締役会は、経営・業績に重要な影響を及ぼす事項が生じた時、監査役に対し、適時報告を行なう。

コンプライアンス(法令遵守)体制として、当社の全役員・全従業員が遵守すべき「トップコン事業行動基準」を制定しており、子会社にも自らの「事業行動基準」として採択・趣旨徹底を図ると共に、会社記念日等あらゆる機会に経営トップからその重要性を確認し、又、日常の教育活動の中でも、周知させている。

「内部通報制度」の活用により、問題の早期発見と、適時適切な対応に役立っている。

内部監査部門として社長直属の「経営監査室」を設け、コンプライアンス等の内部管理体制の適正・有効性を検証し、重要な問題事項があれば、社長・取締役会へ適時に報告する体制を整備する。

業務遂行状況の可視化を通じての透明性の確保、あるいは、重要な会社情報の開示に

についての適時適正性を担保するための体制づくり、及び業務プロセスの改革を図る。

職務執行に当っては、法令遵守を第一として徹底しているが、特に、独占禁止法関係・輸出管理・インサイダー取引規制・個人情報や秘密情報の保護、環境保護、等々の側面では、それぞれ個別に、社内規定や管理体制を整備しており、今後、一層の強化を図る。

5) 当該株式会社、並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社が、その業務の適正を確保するための規範として、全役員・全従業員が遵守すべきと定めた「トップコン事業行動基準」を、当社内への徹底はもとより、子会社にも採択させ、グループ挙げての教育活動を通じ、法令遵守の認識を確立させる。

子会社だけでなく関連会社も対象とした「関係会社管理規定」を制定して、それぞれの会社の重要事項の当社との事前協議、あるいは所定の報告を明確に定めこれを徹底すると共に、年度中・幾度もの事業遂行状況報告の場を設けて、当社との情報共有化と、遵法認識の向上への指導に努めている。

当社の内部監査部門である「経営監査室」は、監査役による監査、会計監査人による監査等とも連携して、当社グループ内子会社についても監査し、業務の適正の確保に役立てる。

6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の求めに応じ、内部監査部門である「経営監査室」に属する使用人を、随時、監査役の職務の補助に当たらせる。

7) 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務の補助に当たる「経営監査室」の使用人の、当該業務については、「経営監査室長」(取締役、執行役員の兼務)の関与外とすると共に、当該使用人の人事異動に関しては、予め監査役会と協議する。

8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会、執行役員会、その他の社内重要会議に出席し、あるいは、会議議事録、その他資料を閲覧して、情報の共有化を行なうことが出来る。

監査役は、年度中、当社内の各業務執行部門から、その業務内容につき、報告を聴取し、また子会社に赴き、子会社の業務執行内容を監査出来る体制を確保する。

監査役は、上記のほか、何時にても必要に応じ、当社及び子会社の、取締役・執行役員・使用人に対し、業務の報告を求めることが出来る。

9) 監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役が、取締役会、執行役員会その他の社内重要会議に出席するほか、会社（子会社を含む）の業務執行内容を定期的に監査するにつき、その機会を確保し、職務補助に当らせる者を指名するなど、取締役の職務執行に対する監査役監査が十分に行なえるよう、取締役会は配慮する。

監査役と取締役との定期的な意見交換の場を設け、監査役の意見を経営判断に適正に反映させる機会を確保する。

以上